

岡山大学広報戦略本部に関する規程

〔平成27年5月13日〕
〔岡大規程第76号〕

改正 平成28年3月31日規程第62号

改正 平成29年6月30日規程第45号

改正 平成31年3月29日規程第29号

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学の全学的な広報戦略の企画立案，組織的な展開を行うことを目的として、岡山大学広報戦略本部（以下「戦略本部」という。）を置く。

（業務）

第2条 戦略本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本学の広報活動の基本方針に関すること
- 二 基本方針に基づく広報戦略の策定に関すること
- 三 広報戦略に基づく戦略的広報活動の企画・立案に関すること
- 四 戦略的広報活動の推進に関すること
- 五 広報に関する課題の分析及び調査に関すること
- 六 その他本部長が必要と認めた業務

（組織）

第3条 戦略本部は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 学部・研究科の教員のうち、次に掲げる者
 - イ 文系の学部及び研究科の教員のうちから本部長が推薦する者 1人
 - ロ 自然科学系の学部及び研究科の教員のうちから本部長が推薦する者 1人
 - ハ 生命系の学部及び研究科の教員のうちから本部長が推薦する者 1人
- 四 次に掲げる部局から推薦された協力教員 各1人
 - イ 岡山大学病院
 - ロ 研究推進機構
 - ハ 全学教育・学生支援機構
- 五 総務・企画部長
- 六 総務・企画部広報課長
- 七 学務部長

八 国際部長

九 その他本部長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長等)

第5条 本部長は、広報を担当する理事とする。

2 本部長は、本学の広報戦略の策定及び広報活動の推進に関する事項を総括する。

3 副本部長は、本学の教職員のうちから、本部長が指名する。

4 副本部長は、本部長を補佐する。

(アドバイザー)

第6条 戦略本部の目的を達成するため、戦略本部に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学内外の専門的知識を有するもののうちから、本部長が指名又は委嘱する。

(広報推進担当者)

第7条 戦略本部に、戦略会議で決定した事項の連絡と全学的な広報活動の推進のため、広報推進担当者を置く。

2 広報推進担当者は、各学部、各研究科、各研究所、岡山大学病院、各全学センター、附属図書館及び各機構の長が推薦する者1名とする。

(会議)

第8条 戦略本部に戦略会議を置き、戦略本部の業務に関する事項を審議する。

(事務)

第9条 戦略本部の事務は、総務・企画部広報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年5月13日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される第3条第6号及び第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される第3条第7号ニからへまでの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。